

臨時報告書

株式会社 大東銀行

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6 月28日

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 孝 雄

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番 1 号

【電話番号】 郡山(024)925-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営部長 村 上 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番 2 号
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 山 田 美 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大東銀行 東京支店
(東京都台東区台東一丁目29番 2 号)
(注) 東京支店は金融商品取引法の規定に基づく縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供するものであります。

1【提出理由】

平成30年6月22日に開催しました第113期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円 総額 380,230,830円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

② 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

鈴木孝雄、岡 安廣、三浦謙一、芳賀 良、古川光雄、村上 浩、大里裕昭、笠間善裕、小野利信を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

遠山 浩を監査役に選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 6,353人

総議決権個数 125,944個

(4) 行使された議決権の状況

| | 株主総会前日までの議決権行使 (事前行使) | 株主総会当日出席による議決権行使 | 議決権行使合計 |
|---------|--------------------------|------------------|----------|
| 株 主 数 | 1,972人 | 161人 | 2,133人 |
| 議決権行使個数 | 79,540個 | 21,894個 | 101,434個 |
| 行 使 割 合 | 63.15% | 17.38% | 80.53% |

(5) 当日出席を含めた、当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 議案 | 賛成数 | 反対数 | 棄権数 | 賛成割合 | 決議結果 |
|-------|----------|---------|-----|--------|------|
| 第1号議案 | 82,791個 | 18,211個 | 45個 | 81.62% | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 鈴木孝雄 | 99,499個 | 1,503個 | 45個 | 98.09% | 可決 |
| 岡安廣 | 100,456個 | 546個 | 45個 | 99.03% | 可決 |
| 三浦謙一 | 100,456個 | 546個 | 45個 | 99.03% | 可決 |
| 芳賀良 | 100,506個 | 496個 | 45個 | 99.08% | 可決 |
| 古川光雄 | 100,506個 | 496個 | 45個 | 99.08% | 可決 |
| 村上浩 | 100,506個 | 496個 | 45個 | 99.08% | 可決 |
| 大里裕昭 | 100,506個 | 496個 | 45個 | 99.08% | 可決 |
| 笠間善裕 | 99,915個 | 1,087個 | 45個 | 98.50% | 可決 |
| 小野利信 | 100,865個 | 137個 | 45個 | 99.43% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 遠山浩 | 100,885個 | 117個 | 45個 | 99.45% | 可決 |

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

①第1号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

②第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成割合は「(4)行使された議決権の状況」の議決権行使合計数に対する各議案の賛成数の比率です。

(6) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち、賛否に関して確認できた大株主、当行役員等の議決権を合計したことにより可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主（賛否に関して確認できた株主を除く。）の議決権の数は、各議案の賛成、反対及び棄権の議決権数に加算していません。

以上